

誰も教えてくれない「使えるお金」

年金「手取り」計算術!

「145」「158」…年金受給者が知っておきたい重要数字

年金「手取り」はこうなる!

●ともに65歳の夫婦
年金収入(夫200万円 妻90万円)

	夫	妻	合計
年金収入(額面)	2,000,000	900,000	2,900,000
所得税	0	0	0
住民税	0	0	0
国民健康保険	73,458	—	97,121
後期高齢者医療制度	23,663	—	85,000
介護保険	63,000	22,000	81,720
税金+社会保険料	49,800	31,920	178,841
手取り(可処分所得)	1,46,921	53,920	1,66,720
	1,853,079	968,080	2,721,159
	1,887,200	846,080	2,733,280

もう一つの見方

年金レベルに応じた「手取り」もイメージできる!

夫の年金額「200万円」と「284万円」に注目する → 自分の「ねんきん定期便」を用意する
→ 自分の年金額の「位置」を見る → その位置から手取り額をイメージする

ただ、Aさんが話すようにいちいち役所を回るのは大変。そこでまず、手取りのイメージをつかんでいただくこと編集部

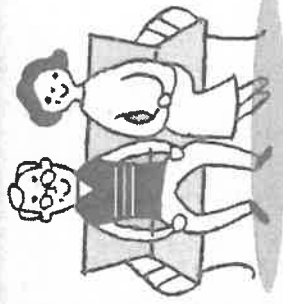
が独自に試算したのが、右の「年金「手取り」はこうなる!」の表だ。

年金の繰り下げ可能な年齢が拡大されるなど、世は「繰り下げ時代」に入りつつある。試算では、ともに65歳で年金収入が

埼玉県に住むAさん(65)は、これから夫とともに年金の「繰り下げ」を始める。1カ月繰り下げれば、年金額が0.7

%増える制度。年金を本妻受け取れるのは65歳だが、それを遅らせて年金額を増やす考えだ。一この年になつてお金の

●夫婦ともに5年繰り下げると… 年金収入(夫284万円 妻127.8万円)		合計
夫	妻	4,118,000
2,840,000	1,278,000	23,200
23,200	0	26,700
26,700	0	5,000
5,000	0	53,800
53,800	0	61,000
61,000	0	—
173,334	—	229,133
55,799	—	202,400
158,300	44,100	157,680
86,640	71,040	468,813
397,773	71,040	452,780
337,640	115,140	3,649,187
2,442,227	1,206,960	3,665,230
2,502,360	1,162,860	



老後資金の大黒柱である「年金」。その額は自宅に送られてくる「ねんきん定期便」などでわかるもの、税金などを差し引いた肝心の「手取り」は誰も教えてくれない。年金額に応じて手取りは

どう変わり、それを知るにはどうすればいいのか。豊かな年金生活を送る第一歩を学習しよう。基礎を充実させようとするならば、年金を繰り下げることがありません。そこそこ余裕ができる年金額にしたいのです(Aさん) 2人とも働ける場所があるからこそでできる繰り下げたが、気がかりが一つある。年金額はすぐ計算できるが、「手取り」がわからないのだ。「今と変わらない生活を

したいというのが私たちの希望なんです。でも、手取りが把握できないので、どれくらいの間、繰り下げた方がいいかわからない(回) 手取りを知るには、税金や社会保険料の金額を知る必要がある。「それが難しいんです。役

所に行っても、介護は介護保険、住民税は税務課など、一つひとつの窓口が違っていて、とても回り切れません(回) 確かに給料と同じく、年金も実際に自由に使えるお金がとれらいいのが大切だ。手取りは、マネーの世界では「可処分所得」と呼ばれる。

社会保険労務士でファイナンシャルプランナー(FP)の澤木明氏が、「私が行うライフプランセミナーでは、必ず税金の仕組みをお話して、手取りの求め方の基本を解説しています」と言え、「このままじゃ老後の資金が足りない」と不安になったら読む「お金の徹底見直し術」を上梓した社労士でFPの井戸美枝氏も、「私たちは「額面」ではなく手取りで生活しています。その金額を知ることが年金生活始める第一歩になります」

「夫200万円、妻90万円」の標準的な夫婦を想定し、65歳から受け取る場合と、ともに5年繰り下げた場合(夫284万円、妻127.8万円)の2ケースで計算した。毎年の「ねんきん定期便」には65歳から年金をもらう場合と、5年繰り下げた場合の増えた年金額が棒グラフとともに示されているが、この表はその「手取り版」だ。先述のように、手取りは額面から「税金+社会保険料」を引いて求める。試算では代表的なものとして、税金は「所得税」(復興特別所得税)は省略)と「住民税」、社会保険料は「国民健康保険」(75歳からは「後期高齢者医療制度」と「介護保険」の保険料が引かれる)とした(所得税以外は、自治体で基準額などが異なるので注意。表は編集部のある東京都中央区で試算)。

所得税額・住民税額を求める基本フロー
(65歳以上、年金収入330万円以下の場合)

年金収入額は？
↓
年金収入額から110万円
(公的年金等控除、今年度の住民税は120万円を引く)
↓
④ - 110万円 = ⑤ 万円……⑥
↓
⑤ - ⑥ = ⑦ 万円……⑧
↓
⑦ × 5% = ⑨ (所得税額)
⑦ × 10% = ⑩ (住民税額、概算)

所得税(課税所得額)に税率
(所得税5%、住民税10%)をかける

出た金額(課税所得額)を引く
↓
⑧ - ⑨ - ⑩ = ⑪ 万円……⑫
↓
⑫ - ⑬ = ⑭ 万円……⑮
↓
⑮ - ⑯ = ⑰ 万円……⑱

各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除)を引く

ら来るが、税理士の甘野幸一氏は源泉徴収票では「源泉徴収税額」の欄に注目してほしいという。「その数字がゼロならば所得税が源泉徴収されていないので、その先は基本的に何もしなくても大丈夫です。よく質問されるのですが、所得税が源泉徴収されていないのに、医療費控除を確定申告すれば税金が戻ってくる」と誤解している人が大勢いらつしゃいます」

東京23区の住民税には、

「211万円の壁」と呼ばれる数字がある。妻を扶養する夫で年金収入が211万円以下なら非課税となるものだが、制度改正で2021年度から数字が変わる(具体的数字は未定)。

お金を納める以外に、サービスを利用した場合の自己負担もある。

国民健康保険(70歳以上)や後期高齢者医療制度では、住民税の課税所得が「145万円」以上だと「収入が現役並み

とされ、医療機関の窓口での自己負担割合が「3割」に増える可能性がある(ほかに収入判定もあり、一律には増えない)。

介護保険でも、本人の合計所得金額が「220万円以上」になると、介護サービス利用時の負担が「3割」に上がる(画)。

年金の繰り下げをする
と手取りは増えるが、自己負担も変わりかねないので、総合的に判断して考えよう。

手取りがわかったら：マネープランの充実を！

手取りがわかれば、家計づくりがしやすくなる。FPの澤木氏は、家計の「長期予想」を立てることをすすめる。

「現在の生活から夫婦で話し合つて老後の支出も予想してください。大抵は支出が収入を上回りませんが、赤字額が正確にかめれば貯蓄額をきまえて対策が立てやすくなる」

さらに気をつけたいのは、こうした重要数字は「可変」であることだ。介護の利用者負担で「3割」が登場したのは、つい2年前のこと。また、まさに年末にかけて、後期高齢者の医療費の自己負担引き上げが議論の焦点になつていく。

先の井戸氏が言う。「高齢化はまだまだ進みますから、負担増はこれからもきつくなると思つておくべきでしょう」

貯蓄が十分であれば生活に余裕ができる。逆に貯蓄が底をつくのが意外に早そうなら、節約を始めるきっかけになる。

井戸氏はさらに、年金の手取りの範囲内で暮らす道を探れ、とする。「やっぱり貯蓄を取り崩すのは精神的につらい。ですから、これをきつかけに生活をタウンサイズ

するのです」

「ゆめ」にならないためには、1回限定での大ダウンサイズが有効とする。「例えば通信費。各社の携帯料金を比べるとは大変ですが、1回ならやってみようかという気になる。増え続けたクレジットカードも全面解約する勢いで考えてみるのです」

サブリースの購入やネット動画のサブスクリプションなど、最近では細かなところで支出が増えている家計が多い。「そこにもメスを入れてください。1件は少額でも年間10万円くらいはすぐいきますから」

何にせよ、手取りがわかればお金の備えにも敏感になる。となれば、善は急げである。

本誌・眞藤由之

★年金に関するお悩みやご意見をこちらから受け付けています。小誌編集部にメールを添付してください。

まずは、二つの年金額の数字を素直に比べてほしい。東京23区の基準では、夫の年金収入が200万円なら住民税はかからない。各種控除を引くと所得税も「0」。

しかし、右のように夫の年金収入が280万円を超えてくると、夫に所得税と住民税がかかってくる(年間約8万円也)。

社会保険料では、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料が2倍以上高いが目立つ。介護保険料も約1.7倍で、夫婦での税と社会保険料の負担は右のほうが約28万〜29万円多くなる。

住む自治体や個人の状況によつて違うものの、年金額のレベルによつて負担がどう違うのかを実感していただきたい。

一番下の手取りでも右のほうが大幅に多い。年間に手取りが90万円以上高くなる計算だ。月単位だと約7万5千円違う。

Aさんの視点だと、これこそ繰り下げの威力になる。5年繰り下げによる額面の42%増には及ばないが、夫婦で手取りが約34%も増えるのだ。「わが家は3人家族ですが、果ごもりで毎日3食、家で食べて食費が月に7万円程度。高齢者の家庭では、この手取り増は生活の大きな安定につながる」(先の井戸氏)

表の下に「もう一つの見方」を掲げたが、繰り下げない人の視点だと、年金額のレベルに応じた負担や手取りの大きさはイメージがつかめる。

夫の年金額に注目してほしい。年金収入200万円の夫は厚生年金が月10万円程度と、厚生労働省のモデル世帯並みの男性を想定している。一方、年金収入284万円の夫は、厚生年金が月15万円前後の大企業社員と見立てられる。こうした想定をもとに、「ねんきん定

期便」の数字と比べれば、自分の年金のレベルがわかる。また、その位置関係からおおよその手取りがイメージできる。

税金や保険料の求め方も知ろう

次は、その「根拠」である。FPの澤木氏は、イメージからさらに一歩進め、手取りがなぜその金額になるのかまで理解を深めてほしいという。「税金の求め方はもちろん、社会保険料についても保険料が決まってくる流れ、は把握しておいたほうがよい」

所得税と住民税は課税所得額に税率をかけて計算するが、フローは基本的に同じだ(左の表は65歳以上で年金収入が330万円以下の場合)。

額面収入から公的年金等控除(110万円。今年度の住民税は120万円)を引いたものが、い

ゆるる「所得」になる(年金は「雑所得」。そこから配偶者控除や社会保険料控除、基礎控除といった所得控除を引いて課税所得額を求め、それに税率をかければ税額が確定できる)。

所得税については、所得額や所得税額がすぐわかる速算表がある。住民税は基本的に課税所得額の10%。税額が定額の「均等割」と所得に応じた「所得割」に分かれてやや複雑だが、自治体によつては専用サイトに税額試算コーナーがある。「社会保険については、各自治体がパンフレットなどを作製しているので、まずそれを見ることから始めてほしい。わからなかったら職員に質問してください」(澤木氏)

一定金額以上になると、所得額が高くなるほど保険料が高くなっていくのが基本的な仕組み。ただ、いろいろな軽減措置があ

る。医療系の国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料も均等割と所得割などに分かれていて、均等割に所得による3段階ほどの軽減措置がある。介護保険料は、住民税非課税世帯や住民税非課税の人の保険料が抑えられている。いずれにせよ、地元自治体の制度を知ることが大切だ。

制度を眺めていると、年金生活者が知つておきたい重要な数字がいくつも浮かび上がってくる。

まず、年金収入が年間18万円以上になると、各種の「天引き」(特別徴収)が始まる。日本年金機構によると、今回試算した社会保険料と住民税は天引きの対象だ。公的年金等控除(110万円)と基礎控除(48万円)を足して「158万円」以上になると、所得税の源泉徴収が始まる。

会社員時代のように毎年、源泉徴収票が機構か